

(令和6年8月2日発表)

令和7年度国の施策及び予算に関する提案の要請

◆ アピールポイント	静岡市長及び静岡市議会副議長が指定都市を代表して、こども家庭庁に対し、「令和7年度国の施策及び予算に関する提案」(通称：白本)を、要請します。 難波市長が白本の要請活動を行うのは初めてです！
◆ 日 時	令和6年8月7日(水) 午前11時00分～午前11時15分
◆ 会 場	内閣府中央合同庁舎8号館10階 副大臣室 (東京都千代田区永田町1-6-1)
◆ 内容など	【要請先】 こども家庭庁 工藤 彰三 内閣府副大臣 【要請者】 難波 喬司 静岡市長 井上 智仁 静岡市議会副議長 【要請項目】 全10項目のうち、こども家庭庁に関係する下記2項目 「4 子ども・子育て支援の充実」 「5 基幹業務システムの統一・標準化の課題解決」 ※要請内容は、別紙のとおりです。 ※提案書は、指定都市市長会HPをご参照ください。 【URL】 https://www.siteitosi.jp/conference/activity/2024/r06_07_09_01.html
◆ 備考	- 冒頭のみ、カメラ撮りが可能です。 - 要請活動終了後、中央合同庁舎8号館1階エントランスにて、静岡市長及び静岡市議会副議長が取材に応じます。 - 提案書は、当日現地で配布します。 - 取材をご希望の方は、<u>令和6年8月6日(火)正午(厳守)までに</u>、下記問合せ先までご連絡ください。

別紙資料 ☒有・無

ぜひ取材をお願いします

【問合せ】企画課(静岡庁舎 新館9階)

担当：広域行政係 まつした ますやま
松下、増山

電話：054-221-1287

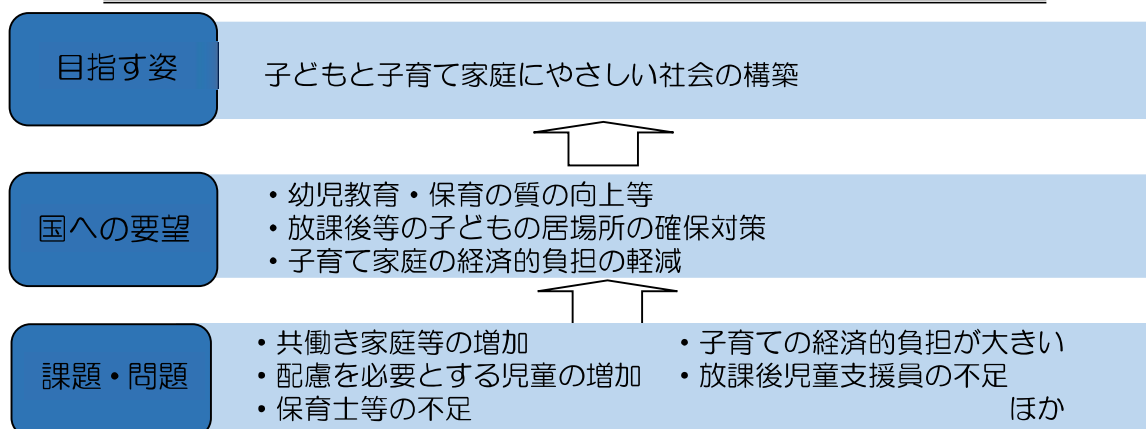
4 子ども・子育て支援の充実

- (1) 「こども未来戦略」の加速化プランに掲げる具体的な施策の実施に当たっては、地方自治体に新たな財政負担や人的負担がないよう、国において恒久的な財源を確保するとともに、指定都市の意見を十分踏まえること。
- (2) 幼児期の教育・保育、子育て支援の質・量の充実を図るため、保育料の負担軽減、保育人材の確保や処遇改善、保育所等の施設整備補助の事業費確保や嵩上げ、放課後児童クラブ等の支援員の処遇改善や施設整備補助の嵩上げ等の措置を講ずること。加えて、医療的ケア児や配慮を要する子どもの受入促進に係る財政措置の更なる拡充等を図ること。
- (3) 子育て家庭の経済的負担軽減のため、子ども医療費やひとり親家庭医療費等について統一的な国の医療費助成制度を創設すること。

【要請の背景】

- (1) 「こども未来戦略」に掲げられた施策に着実に取り組むためには、特に人口規模の大きい指定都市において安定的に施策を実施するため、指定都市の意見を十分に踏まえ、国において恒久的な財源を確保する必要がある。
- (2) 幼児期の教育・保育、子育て支援の質・量の充実を図るため、地方自治体が地域のニーズに合わせ実施している子ども・子育て支援事業を拡充する必要がある。特に、各自治体が独自で実施している利用者負担額の軽減や多子世帯の負担軽減に係る年齢制限の撤廃、保育の質の向上や人材確保のための処遇改善、保育所等の老朽化対策のための施設整備に係る補助の事業費を十分確保するとともに、補助率の嵩上げを図る必要がある。さらに、安定的な放課後児童クラブ等の運営のため、支援員の処遇改善や施設整備補助の補助率の嵩上げ等を図る必要がある。加えて、医療的ケア児や配慮を要する子どもへの対応を進めるための財政措置の更なる拡充等を図る必要がある。
- (3) 地方自治体が独自に実施している子ども医療費やひとり親家庭医療費等への助成について、国は地方自治体と協議の場を持ち、医療費助成制度のあるべき姿について議論した上で、子育て家庭の経済的負担軽減のためにも、統一的な医療費助成制度を創設すべきである。

「こども未来戦略」が示された中、子どもを取り巻く様々な課題・問題を解消するため、引き続き、国による財政措置・制度の充実・補助の拡大が必要



5 基幹業務システムの統一・標準化の課題解決

- (1) 指定都市の実情に応じて、移行困難と認められたシステムや、標準準拠システムへ移行（シフト）したものの、ガバメントクラウドへの移行（リフト）作業を残しているシステムについては、移行完了までの経費全額が補助対象となるよう必要な措置を講ずること。また、標準化に伴い一体的に対応が必要となる事業も全額補助対象となるよう必要な財政措置を講ずるとともに、ガバメントクラウド利用料については、現行のサーバ等の運用経費を上回ることのないような措置を講ずること。
- (2) 指定都市が業務上必要とする機能要件を実装した標準準拠システムの調達環境が整わない場合には、移行期限についての柔軟な対応、及び追加の財政措置を講ずること。
- (3) システム構築作業において、要求仕様を確定させることが重要なポイントになるため、変更影響の大きいガバメントクラウド利用基準やデータ要件・連携要件、共通機能部分における仕様については、早急に確定すること。

【要請の背景】

- (1) デジタル基盤改革支援補助金に関して、令和7年度末までの移行（シフト）及びガバメントクラウドへの移行（リフト）が困難となったシステムに係る経費については、令和8年度以降の予算確保が困難となり、移行時期のさらなる遅れの発生につながりかねない。このため、令和8年度以降においても、移行経費を全額補助対象とすべきである。また、移行に伴い一体的に再構築が必要となる標準化対象外の業務システムについても、標準化対応により必要となる経費であるため全額補助対象とすべきである。加えて、ガバメントクラウド利用料については、現行のサーバ等の運用経費を上回ることや為替リスクが懸念され、地方自治体において想定していない費用負担が発生するおそれがあるため、割引価格の設定など財政的な負担を恒常的に軽減する仕組みを導入すべきである。
- (2) 指定都市に必要な機能要件を追加した標準仕様について、改定も踏まえたシステム開発の期間を考慮すると、令和7年度末までの標準準拠システムへの実装が困難となる場合が考えられるため、移行期限についての柔軟な対応及び指定都市要件に関する追加のシステム構築などの対応に関する経費についても補助対象とすべきである。
- (3) 各自治体では標準準拠システムへの移行に着手しており、作業途中における仕様の追加・変更は、作業期間や費用の面で大きな影響をもたらすため、現在も仕様が確定していない要件については、早急に確定すべきである。

